

議決権行使および エンゲージメントのガイドライン —英国およびアイルランド

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（以下「SSGA」）の英国およびアイルランドにおける議決権行使およびエンゲージメントのガイドラインは、英国とアイルランドにおける様々なコーポレートガバナンスの枠組みと慣行を記述する。本ガイドラインは、SSGAが企業に議決権を行使しエンゲージメントを実施するアプローチを詳細に記載した、包括的な『SSGAグローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則』を補完しており、それと『SSGA利益相反に関するガイドライン』と合わせて読まれるべきものである。

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン —英国

SSGAの英国における議決権行使およびエンゲージメントの指針は、取締役会構成、監査に関する問題、資本構成、報酬、環境と社会その他のガバナンス関連問題などの分野を取り扱う。

世界市場の企業に対して議決権を行使しエンゲージメントを行う際に、SSGAはSSGAが顧客口座の長期的な経済価値を守り増大させるとSSGAが信ずる方法について市場毎に固有の事情を考慮する。SSGAは、企業がそれぞれの市場における適用法令に加えて、国毎に固有の最良実践指針とコーポレートガバナンス規範を順守するよう期待している。SSGAがグローバル議決権行使方針で必須であると信ずる基本的理念が、該当国の法規制上考慮されていないと判断される場合、SSGAのグローバル基準に照らして考える。

英国とアイルランドの企業のコーポレートガバナンス問題の分析と調査を行う際に、SSGAは、主要取引所をロンドン証券取引所にしているかアイルランド証券取引所にしているかに関わらず、あらゆる企業が英国のコーポレートガバナンス規範に準拠していることを期待し、同コードの遵守状況を積極的にモニタリングする。同コードによる「遵守もしくは説明」への期待に沿うべく、SSGAは、コードの遵守状況を積極的に開示することを企業に推奨する。コードが遵守されておらず、公開情報や企業との対話においてガバナンス構造の意図が十分説明されない場合、SSGAは筆頭独立取締役の選任に反対することがある。企業には多岐にわたる同規範の「順守もしくは説明」のルールの下で、特に要件を満たせない場合と順守できない場合においてそれが株主の長期的な利益に適うのかについて詳細な説明が求められる。

SSGAの議決権行使およびエンゲージメントの方針

SSGAの見解では、コーポレートガバナンスと持続可能性の問題を投資プロセスの不可分な要素と位置付けている。アセットスチュワードシップチームは、コーポレートガバナンスと会社法、報酬、会計に加えて環境および社会的問題についての専門知識を持つ投資専門家からなる。SSGAは、複雑なコーポレートガバナンス分野を理解するだけの広範な分析能力に裏付けられた強固なコーポレートガバナンスの原則と慣行を確立している。SSGAは、行使判断の根拠となる考え方や実務上の問題に関する洞察を得るために、企業に対してエンゲージメント活動を行う。SSGAは、株主価値の最大化に沿う形で重要な株主の懸念とESG問題に対処するべく、率先してエンゲージメント活動を行う。

同チームは、SSGAのアクティブ・ファンダメンタル運用およびEMEA（欧州・中東・アフリカ地域）運用チームのメンバーと協調し、発行体へのエンゲージメントと会社固有のフ

アンダメンタルズに関する情報収集の面で協力しながら活動を行う。SSGAは、英国と欧州市場における広範なコーポレートガバナンス関連方針の問題に対処しようとする様々な投資家団体にも所属している。

SSGAは、国連責任投資原則（UNPRI）に署名しており、英国監督規範（UK Stewardship Code）にも準拠している。

SSGAは、持続可能な運用に注力するとともに、適切でSSGAの受託者責任に沿う場合には、環境、社会およびガバナンス（ESG）原則を運用やコーポレートガバナンスの実務に取り入れることに努めている。

取締役と取締役会

原則的には、取締役会の主たる責務は、株主価値を保全、強化し、株主の利益を守ることにある。その主たる責務を遂行するため、取締役は計画の策定に始まり、幹部経営者の監視、持続可能性問題に関連するリスクなど会社の事業から発生するリスクのモニタリングに至る活動を担う。加えて、良好なコーポレートガバナンスは効果的な内部統制とリスク管理制度の存在を必要としており、これらについても取締役会が統制する必要がある。

SSGAは、スキル、専門知識および独立性のバランスがとれ、巧みに構成された取締役会が良好に統治された企業の基礎を形成すると考えている。SSGAは、取締役会の質が取締役の独立性、取締役継承計画、取締役会の多様性、評価および刷新と企業のガバナンス実践の尺度になると考えている。

SSGAは、取締役の選任・再任議案に、取締役会の質、一般的な市場慣行や取締役のスキルと専門知識に関する情報など様々な要素を考慮した上で、ケース・バイ・ケースで賛成票を投じる。原則として、SSGAは、独立取締役の存在が良好なコーポレートガバナンスを保ち、経営陣が健全なコーポレートガバナンス方針と実践を確立するには不可欠であると考えている。

十分な独立性を持つ取締役会は、最も効果的に経営陣を監視し、株主の利益を守るために必要な監督機能を遂行する。。

SSGAの英国企業における取締役の独立性についての包括的な基準には以下の要素などがある：

- 関連当事者取引への参加およびその他企業との事業上の関係
- 当該企業の雇用歴
- 極端に長い任期や、在籍期間の長い役員構成比
- 支配株主との関係、および

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン —英国

- 企業の顧問、取締役、あるいは上級職員との家族関係
- 当該企業により非独立取締役として位置づけられているか

取締役の選出または再任を検討する際に、SSGAは、非常勤および常勤取締役が兼任してもよい取締役の件数を考慮する。3社を超える公開企業の取締役会に名を連ねる会長および筆頭独立取締役や、4社を超える公開企業の取締役を務める社外取締役の選任への賛成を見合わせる場合がある。また、2社を超える公開企業の取締役会に名を連ねる特定の経営幹部の選任も反対する場合がある。さらに、取締役会の出席率も考慮し、該当年度において十分な説明や理由の開示がなく出席率が75%に満たない場合は賛成を見送る。これに加えて、SSGAは、業績に関連した報酬、相互就任関係、および多数の株式保有など、非常勤取締役の独立性に影響を与えかねないその他の要因も監視する。

SSGAは取締役の年次の選任を支持する。

また、SSGAはFTSE350指数の構成企業については、少なくとも1名の女性取締役が取締役会メンバーに在籍することを期待する。この期待水準を満たしていない場合、指名委員会議長か、指名委員会が無い場合は必要に応じて取締役会リーダーに反対票を投じる。更に、4年連続してこの期待水準を満たしていない場合は、指名委員会の再任候補全員に反対票を投じる。

SSGAは、英国市場における会長とCEOの役割の分離を一般的に支持するが、当該企業固有の状況や、取締役会の独立性全般の水準とコーポレートガバナンス基準の全般などの要素を考慮しながら、会長とCEOの責任の分離についてはケース・バイ・ケースで評価する。同様に、SSGAは、会長とCEOの兼任者が指名される場合や、前CEOが会長に就任する場合の状況を監視する。

SSGAは、取締役会の業績やその監督責任の遂行において怠慢と見られる取締役などの要素も考慮することがある。（例えば、詐欺、犯罪的行為、受託者責任違反など）

SSGAは、監査、報酬および指名の監督について委員会を設置すべきであると考えている。監査委員会は、会社の財務諸表の信頼性を監視し、外部会計監査人を指名し、その資質と独立性に加えて有効性とリソースの水準を監視することに責任を持つ。幹部報酬も同様にコーポレートガバナンスの重要な側面であり、取締役会が決定する必要があるとともに、SSGAは、企業が報酬委員会を設置して幹部報酬について独立した監督を行うよう期待している。SSGAは、監査委員会

または報酬委員会の構成員である社内候補者に対して反対票を投じる。

取締役会の分析において、SSGAは取締役が環境および社会的問題を含む企業戦略、業務とリスクの効果的な監視を行うのに十分な技能を有しているかどうかを考慮する。取締役会は、新たに発生するリスク、企業戦略の変更、業務の多角化や地理的な展開などの諸問題に対処する取締役会の有効性と取締役の技能を評価する定期的な評価プロセスも持つ必要がある。指名委員会は、技能、知識と取締役会の経験のバランスについての評価とその見直し、および取締役とCEOの交代に当たり十分な継承計画が確実に実施されることに責任を持つ。SSGAは、時間の経過とともに取締役会がその構成と後継者育成の懸念に対処できなくなったならば、指名委員会メンバーの再任に反対することがある。

SSGAはFTSE350指数構成企業で、R-FactorTM (1) スコアが劣位にあり、同スコアを改善するための計画を明確に示せない場合は、取締役に対して議決権行使判断で対応する場合がある。

⁽¹⁾ R-FactorTMは、企業の事業運営パフォーマンスと、企業が属する業種における財務上重要なESG要素に関するガバナンスを評価するためにSSGAが開発したスコアリングシステム。

免責と責任の制限

一般的に、SSGAは、取締役の職務の遂行に関連した不誠実な行為、重大な怠慢、不注意がない限り、法律が定める制限の範囲内で、取締役の責任を制限、免責を拡大し、免責と賠償責任に対する保護を拡大する議案を支持する。

監査関連の問題

企業は、企業の業務と戦略に対する潜在的あるいは新たに発生するリスクを効果的に対処できる強固な内部監査および内部統制制度を持つ必要がある。内部監査機能を設置する責任は監査委員会にあり、同委員会は独立非常勤取締役を構成員として持つ必要がある。

外部会計監査人の氏名

SSGAは、会社の会計監査人は効果的で透明性のある外部監視制度の重要な機能であり、株主には年次総会で指名や再指名の投票を行う機会が与えられるべきであると考えている。外部会計監査人を指名し監査報酬を承認する場合、SSGAは会社の開示事項の詳細度を考慮し、十分な内訳が示されていないか、あるいは報酬総額の50%以上が非監査報酬で占められている場合には、一般的にこうした議案を支持しない。さらにSSGAは、監査に関連する問題に懸念があるか、ある

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン —英国

いは非監査報酬の監査報酬全体に対する割合が高い場合には、監査委員会メンバーに反対票を投じることがある。ある種の状況において、SSGAは、監査プロセスを評価する際に会計監査人の任期を考慮することがある。

会計監査人の法的責任の限定

SSGAは、監査法人の法的責任を制限することは、監査機能の質にマイナスの影響を与えると考えているので、一般的にそれに反対の立場をとる。

株主権と資本に関する問題

株式発行

資本調達能力は、会社が戦略を実施し、成長し、資本コストを上回るリターンを達成する上で極めて重要である。資本調達活動の承認は、収益を監視し、資本が効率的に配分されていることを確認するために株主に備わった能力の基本的な部分である。SSGAは、健全な事業上の理由を持ち、企業の既存の資本金ベースに比べて過大でない増資を支持する。

新株予約権は、株主の企業への投資を保護する株主にとっての基本的な権利である。企業が新株予約権を適用せずに新株を発行しようとしていて、係る授權株式が既発行済みの株式資本額の20%を超える場合に、SSGAは反対票を投じることがある。SSGAは、新株予約権付の株式を発行する権限を求める議案に対して、認められる総額が過大で取締役会が十分な正当性を示していない場合にも、反対票を投じることがある。一般的に、SSGAは、資金の使途が明確でなく、既発行済株式資本の100%を超える株式発行提案には反対する。

自己株式取得制度

一般的に、SSGAは自己株式取得提案を支持する。ただし、企業が当該取得の事業目的、最終的取得予定株式数を表明しておらず、市場価格に対するプレミアム/ディスカウントの幅や取得の時期を特定していない場合を除く。SSGAは、買収期間における自己株式取得の要請には反対票を投じることがある。

配当金

SSGAは、一般的に純利益の30%以上をなす配当金支払いを支持する。SSGAは、十分な説明なしに配当性向が一貫して30%を下回る場合、あるいは配当性向が会社の財政状態に照らして過大である場合には、配当金支払いに反対票を投じる。支払いが企業の長期的財政の健全性を損ねる可能性がある場合には特別な注意を払う。

合併と買収

企業の合併と組織変更は、しばしば、再法人化、再編、合併、清算、その他企業の大きな変更に関する議案を伴う。株式価値の増大または企業の業務効率性の改善が示される場合、株主利益を最大化する提案は支持される。一般的に、経済的に健全でないか、株主権を破壊すると見なされる条項は支持しない。

SSGAは、一般的に株主価値を最大化する取引を支持する。検討事項には、これらに限定されず、以下が含まれる。

- オファー・プレミアム
- 戦略的合理性
- 取締役または経営陣、またはその両方の利益相反など、推奨される取引のプロセスの取締役会による監視
- オファーがプレミアム付で提供されていて、それ以上に高い買い手がいないオファー
- 流通市場価格が純資産価値に比べて相当に低い場合でのオファー

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン —英国

SSGA は、以下を検討した上で取引に反対票を投じることがある。

- 当該株式の流動性が低く、行使結果が少数株主に損害を与えるオファー
- より高値での応札または他の買い手が付くと合理的に期待されると SSGA が考えるオファー
- 行使時に、株式の市場実勢価格が買収価格を上回るオファー

買収防衛策

SSGA は、敵対的買収を受けた場合に、取締役会が株式に転換可能なワラントを既存株主に対して発行する権限などの買収防衛策に反対する。

株主総会招集通知

SSGA は、株主総会が招集される場合、現実的に十分な期間を持って通知することを期待する。一般的に、14 日以下に短縮することの承認を求める提案には賛成できない。

報酬

幹部報酬

考えられる報酬プランと報償の種別は様々であるが、SSGA が行う幹部報酬の分析には単純な哲学がある。それは報酬と企業の長期的な業績との間に直接的な関係を持たせるべきであるということである。

株主には、報酬構成と水準が事業上の業績に合わせて決められているかどうかを評価する機会が与えられるべきである。報酬に関する方針や報告を評価する際に、SSGA は、様々な報酬要素、絶対的および相対的報酬水準、比較対象の選択とベンチマーク設定、長期的奨励金と短期的奨励金の組み合わせ、報酬構成と株主利益および企業戦略や業績との整合性などの要因を考慮する。SSGA は、株主利益にそぐわないと見られる報酬報告には反対することがある。SSGA は、報酬支払いの慣行に関して深刻な懸念がある場合や、企業がそれを是正することを求める株主の要請に答えていない場合には、報酬委員会メンバーの再任に反対票を投じることもある。

株式報償制度

SSGA は、供与の制限、業績指標、業績と供与の期間、および全体的希薄化などの事項に関する情報提供が不十分である場合には、株式ベース報償制度の提案を支持しないことがある。SSGA は、そうした制度の下で時価に比べて割引価格で株式を発行するか、あるいは業績指標の再評価を認めるような選択肢を、一般的に支持しない。

非常勤取締役報酬

一般的に非常勤取締役の報酬に対して株主の承認を求める権限に関しては問題視されていない。SSGA は、情報開示が不十分で、同じ国や業界の他社が支払っている報酬に比べて過大かどうかを判断できない場合を除き、取締役報酬に関する議案を支持する。SSGA は、非常勤取締役に対する現金以外または業績連動の報酬について企業毎に評価を行う。

リスク管理

SSGA は、リスク管理は取締役会の主要な機能であって、取締役会は企業のリスク意欲全般の設定と、企業幹部が確立するリスク管理プロセスの監視の提供に責任を有すると考えている。SSGA は、この分野において取締役会が提供する監督の方法については取締役会に一任する。しかし、SSGA はリスク管理体制に関して取締役会がどのように監督機能を提供し企業が直面する主要なリスクを特定しているかについて、企業が開示するよう期待する。取締役会は、既存の、そして発生しつつあるリスクは政治的および経済的状況の変化に応じて変化する可能性があり、また企業が新たな分野に業務を分散あるいは拡大するため、こうしたリスクを見直す必要がある。

環境および社会的問題

受託者として、SSGA は重大な環境および社会的（じぞく可能性）問題について企業と対話するにあたり、包括的なアプローチを取る。重要かつ重大なテーマに関する SSGA の見解について、企業とのコミュニケーションや市場参加者への啓蒙を目的としてエンゲージメント、議決権行使および先駆的思考の開示を通じ、発言と議決権を活用する。SSGA のアセットスチュワードシッププログラムの優先付けプロセスによって、ポートフォリオの持続可能性リスクを軽減するためにエンゲージメントや議決権行使により対応する企業を特定することが可能となる。エンゲージメントでは、SSGA の優先テーマに沿った内容や、企業との長期的関係を築くために広範な議題を取り上げる。議決権追行使においては、重大な持続可能性に関する事項を取り扱う株主提案が、企業の現状の実践や開示と市場慣行に照らし合わせて、長期的な株主価値に寄与するか否かを根本的に考慮する。

SSGA の環境および社会的問題に対するアプローチに関する詳細は、『環境および社会的問題に係るグローバル議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン』を参照されたい。

重要なリスク情報

本資料は、SSGA が作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したものです。内容については原文が優先されることをご了承ください。

APAC:

Australia: State Street Global Advisors, Australia, Limited (ABN 42 003 914 225) is the holder of an Australian Financial Services Licence (AFSL Number 238276). Registered office: Level 17, 420 George Street, Sydney, NSW 2000, Australia Telephone: +612 9240-7600 • Facsimile: +612 9240-7611

Hong Kong: State Street Global Advisors Asia Limited, 68/F, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong. T: +852 2103-0288. F: +852 2103-0200.

Japan: State Street Global Advisors (Japan) Co., Ltd., Toranomon Hills Mori Tower 25F 1-23-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6325 Japan. T: +81-3-4530-7380. Financial Instruments Business Operator, Kanto Local Financial Bureau (Kinsho #345), Membership: Japan Investment Advisers Association, The Investment Trust Association, Japan, Japan Securities Dealers' Association.

Singapore: State Street Global Advisors Singapore Limited, 168, Robinson Road, #33-01 Capital Tower, Singapore 068912 (Company Reg. No: 200002719D, regulated by the Monetary Authority of Singapore). T: +65 6826-7555. F: +65 6826-7501.

EMEA:

Abu Dhabi: State Street Global Advisors Limited, Middle East Branch, 42801, 28, Al Khatem Tower, Abu Dhabi Global Market Square, Al Maryah Island, Abu Dhabi, United Arab Emirates. Regulated by ADGM Financial Services Regulatory Authority. Telephone: +971 2 245 9000.

Belgium: State Street Global Advisors Belgium, Chaussée de La Hulpe 120, 1000 Brussels, Belgium. Telephone: 32 2 663 2036, Facsimile: 32 2 672 2077. SSGA Belgium is a branch office of State Street Global Advisors Ireland Limited.

State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

Dubai: State Street Global Advisors Limited, DIFC Branch, Central Park Towers, Suite 15-38 (15th floor), P.O Box 26838, Dubai International Financial Centre (DIFC), Dubai, United Arab Emirates. Regulated by the Dubai Financial Services Authority (DFSA). Telephone: +971 (0)4-4372800, Facsimile: +971 (0)4-4372818.

France: State Street Global Advisors Ireland Limited, Paris branch is a branch of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Ireland Limited, Paris Branch, is registered in France with company number RCS Nanterre 832 734 602 and whose office is at Immeuble Défense Plaza, 23-25 rue Delarivière-Lefoullon, 92064 Paris La Défense Cedex, France. T: (+33) 1 44 45 40 00. F: (+33) 1 44 45 41 92.

Germany: State Street Global Advisors GmbH, Briener Strasse 59, D-80333 Munich. Authorised and regulated by the Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht ("BaFin"). Registered with the Register of Commerce Munich HRB 121381. T: +49 (0)89-55878-400. F: +49 (0)89-55878-440.

Ireland: State Street Global Advisors Ireland Limited is regulated by the Central Bank of Ireland. Registered office address 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Registered Number: 145221. T: +353 (0)1 776 3000. F: +353 (0)1 776 3300.

Italy: State Street Global Advisors Ireland Limited, Milan Branch (Sede Secondaria di Milano) is a branch of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Ireland Limited, Milan Branch (Sede Secondaria di Milano), is registered in Italy with company number 10495250960 - R.E.A. 2535585 and VAT number 10495250960 and whose office is at Via Ferrante Aperti, 10 - 20125 Milano, Italy. Telephone: +39 02 32066 100. Facsimile: +39 02 32066 155.

Netherlands: State Street Global Advisors Netherlands, Apollo Building, 7th floor Herikerbergweg 29 1101 CN Amsterdam, Netherlands. Telephone: 31 20 7181701. SSGA Netherlands is a branch office of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

Switzerland: State Street Global Advisors AG, Beethovenstr. 19, CH-8027 Zurich. Authorised and regulated by the Eidgenössische Finanzmarktaufsicht ("FINMA"). Registered with the Register of Commerce Zurich CHE-105.078.458. T: +41 (0)44 245 70 00. F: +41 (0)44 245 70 16.

United Kingdom: State Street Global Advisors Limited. Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Registered in England. Registered No. 2509928. VAT No. 5776591 81. Registered office: 20 Churchill Place, Canary Wharf, London, E14 5HJ. T: 020 3395 6000. F: 020 3395 6350.

Canada: State Street Global Advisors, Ltd., 1981 McGill College Avenue, Suite 500, Montreal, Qc, H3A 3A8, T: +514 282 2400 and 30 Adelaide Street East Suite 500, Toronto, Ontario M5C 3G6. T: +647 775 5900.

United States: State Street Global Advisors, One Lincoln Street, Boston, MA 02111-2900. T: +1 617 786 3000. Investing involves risk including the risk of loss of principal. The whole or any part of this work may not be reproduced, copied or transmitted or any of its contents disclosed to third parties without SSGA's express written consent.

投資にはリスクがあり、元本を失う可能性もあります。

本資料で参照している商標やサービスロゴは、それぞれの所有者の知的財産です。第三者のデータ提供者は、データの正確性、完全性や適時性に関するいかなる種類の保証を表明しておらず、そうしたデータの利用に関連して発生したいかなる種類の損害についても責任を負いません。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25 階
Tel: 03-4530-7333

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 345 号
加入協会：一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会

© 2020 State Street Corporation. All Rights Reserved.

Tracking Number: 3067982.1.1.APAC.RTL
Exp. Date: 03/31/2021